下呂市告示第210号

公　示　送　達　書

下記の書類は、通常の方法では送達不能であるので、下呂市役所税務課に保管してあります。書類の名あて人又はその関係者の申出があればいつでもお渡しいたします。

なお、この掲示は、地方税法第20条の２及び下呂市税条例第18条の規定によるもので、この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日に下記書類が送達されたものとみなされます。

令和8年8月13日

下呂市長　　山内　登　印

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の住所・氏名
市税督促状 （令和８年度軽自動車税）	（住所）　岐阜県下呂市田口６３３番地２ （氏名）　田中　友也
市税督促状 （令和８年度第１期分 普通徴収）	（住所）　ベトナム （氏名）　NGUYEN　DINH　DUOC
市税督促状 （令和８年度第１期分 普通徴収）	（住所）　ベトナム （氏名）　DOAN　VAN　SON
	（住所） （氏名）
	（住所） （氏名）
	（住所） （氏名）
	（住所） （氏名）
	（住所） （氏名）
	（住所） （氏名）